

## 特別養子制度の見直しについて

## 諮問第百六号

実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

## 特別養子縁組制度について

### 特別養子縁組制度(昭和62年民法改正により導入)

- ・ 専ら養子となる子の利益を図るための制度で、家庭に恵まれない子に温かい家庭を与えて、その健全な育成を図ることが目的。
- ・ 特別養子縁組が成立すると実父母との親子関係が終了する点や、原則として離縁をすることができない点で、普通養子縁組とは異なる。

	普通養子	特別養子
対象者	<p>養親：成年に達した者                      養子：養親の尊属でない者又は養親より年長者でない者</p>	<p>養親：夫婦(一方が25歳以上、他方は20歳以上)                      養子：6歳未満の者(6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合には8歳未満まで可)</p>
主な要件	<p>家庭裁判所の許可                      養親となる者に配偶者がいる場合には夫婦で縁組すること                      【以上は養子となる者が未成年者の場合】</p> <p>縁組の届出</p>	<p>原則として養子となる者の実父母の同意                      実父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認められること                      養親となる者の6か月間以上の試験養育                      家庭裁判所の審判</p>
効果	<p>養子と実方との親族関係は終了しない(子が未成年の場合には、養親が親権を行使する)                      養子の戸籍には実父母に加えて養父母が記載される。</p>	<p>養子と実方との親族関係は終了する                      養子の戸籍には、「父」「母」として養親が記載される</p>
成立件数	<p>8万件弱(平成28年度戸籍統計)                      成年養子も含む件数。</p>	<p>約500件(平成28年度司法統計)                      例年500件前後で推移。</p>

# 特別養子縁組制度の見直しの背景

## 見直しの必要性

特別養子縁組は、児童養護施設に入所中の児童等に家庭的・永続的な養育環境を与えるための選択肢の一つである。

しかし、現在の特別養子縁組制度については次のような問題点の指摘がされている。

養子となる者の年齢要件(原則6歳未満)のために、施設入所中の小中学生等について利用することができない。

試験養育を開始した後に実父母が突然同意を撤回することがあるため、試験養育を安心して開始することができない。

全国の児童相談所及び民間あっせん団体に対する調査において、特別養子縁組の利用を検討すべきであるにもかかわらず制度上の障害があって実現できていない事案として298件が報告されている。制度上の障害として最も多く挙げられているのは「実父母の同意要件」(205件)で、「年齢要件」(46件)が続いている。

## 特別養子縁組制度をめぐる近時の動向

### 平成28年児童福祉法改正法附則2条1項

「この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

### H28.6.2 ニッポン一億総活躍プラン

「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。」

### H29.6.30 厚生労働省「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」取りまとめ

特別養子縁組制度に関して、以下の点等についての議論を整理  
養子となる者の**年齢要件**(現行法では原則6歳未満)の**引上げ**  
審判の**申立権者**(現行法では養親のみ)に**児童相談所長を追加・二段階手続の導入**  
**実父母の同意**(現行法では審判確定まで撤回可能)について一定期間が経過した場合には**撤回を制限**

## 法務省の検討状況

H29.7.20 ~ 特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会(座長・大村敦志東京大学教授)に参加して検討